

○厚生労働省令第六十号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第四号及び精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）第七条第四号の規定に基づき、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める者)<br/>第二十三条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第九号の「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十三条第三項第二号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設</p> <p>二(三十四 (略)</p> <p>(令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給</p> <p>二(三十一 (略)</p> <p>(令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第六六条 令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の</p> | <p>(法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める者)<br/>第二十三条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第九号の「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十三条第三項第一号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設</p> <p>二(三十四 (略)</p> <p>(令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給</p> <p>二(三十一 (略)</p> <p>(令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第六六条 令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の</p> |

支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給  
二〇八（略）  
2（略）

（令第四十三条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）  
第一百七条 令第四十三条第七項において読み替えて準用する法第一百零四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。  
一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給  
二〇十（略）

支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給  
二〇八（略）  
2（略）

（令第四十三条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）  
第一百七条 令第四十三条第七項において読み替えて準用する法第一百零四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。  
一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給  
二〇十（略）

(船員保険法施行規則の一部改正)

第二条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第八十六条 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 二(略)</p> <p>(令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第九十六条 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 二(略)</p> <p>(令第十条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第九十七条 令第十条第七項において読み替えて準用する法第七十六条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のと</p> | <p>(令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第八十六条 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 二(略)</p> <p>(令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第九十六条 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 二(略)</p> <p>(令第十条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第九十七条 令第十条第七項において読み替えて準用する法第七十六条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のと</p> |

おりとする。

一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給

二〇十（略）

おりとする。

一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給

二〇十（略）

(社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正)

第三条 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程(昭和二十三年厚生省令第五十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

|     |     |   |   |
|-----|-----|---|---|
|     |     |   | 第四条 審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。 |
| 二   | (略) | (略)   |   |
| (略) | (略) | (略)   |   |
|     |     | 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十二条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)(においてその例による場合を含む。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百三十三号)第五十八条第三項及び第四項(同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。))並びに第六十二条(同法第七十二条において準用する場合を含む。)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の十二(同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一(同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。))並びに母子保健法 |   |

改正前

|     |     |   |   |
|-----|-----|---|---|
|     |     |   | 第四条 審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。 |
| 二   | (略) | (略)   |   |
| (略) | (略) | (略)   |   |
|     |     | 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十二条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)(においてその例による場合を含む。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百三十三号)第五十八条第三項及び第四項(同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。))並びに第六十二条(同法第七十二条において準用する場合を含む。)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の十二(同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。))並びに母子保健法 |   |



(昭和四十年法律第四百十一号)第二十条第七項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)第十四条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第四十一条(同法第四十四条の三の二第二項(同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。))及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十九条の八、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十四、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第十四条(同法第二十条第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。)、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)第八十三条、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第十二条、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第二項及び第三項又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第三項及び第四項若しくは第十三条第二項及び第三項

(昭和四十年法律第四百十一号)第二十条第七項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)第十四条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第四十一条(同法第四十四条の三の二第二項(同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。))及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十九条の八、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十四、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第十四条(同法第二十条第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。)、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)第八十三条、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第十二条、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第二項及び第三項又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第三項及び第四項若しくは第十三条第二項及び第三項

(厚生年金保険法施行規則の一部改正)

第四条 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(法第十二条第五号ハに規定する厚生労働省令で定める者)<br/>第九条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第九号に規定する「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十三条第三項第二号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設</p> <p>二 三十四 (略)</p> | <p>(法第十二条第五号ハに規定する厚生労働省令で定める者)<br/>第九条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第九号に規定する「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十三条第三項第一号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設</p> <p>二 三十四 (略)</p> |

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第五条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次の表のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)<br/>第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の二<br/>第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。)<br/>の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 二十二 (略)</p> <p>(令第二十九条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第二十七条の十二 令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。)<br/>の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 二十一 (略)</p> <p>(令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受ける療養については、次のとおりとする。</p> | <p>(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)<br/>第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の二<br/>第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)<br/>の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 二十二 (略)</p> <p>(令第二十九条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第二十七条の十二 令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)<br/>の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 二十一 (略)</p> <p>(令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受ける療養については、次のとおりとする。</p> |

一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給  
二 八（略）

一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給  
二 八（略）

(国民年金法施行規則の一部改正)

第六条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設)</p> <p>第七十七条の六 令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十三条第三項第二号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設</p> <p>二 三十四 (略)</p> | <p>(令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設)</p> <p>第七十七条の六 令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十三条第三項第一号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設</p> <p>二 三十四 (略)</p> |



(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正)

第七条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次の表のよう  
に改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(指定施設の範囲)</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設</p> <p>三 三十四 (略)</p> | <p>(指定施設の範囲)</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設</p> <p>三 三十四 (略)</p> |

(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正)

第八条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成四年労働省令第十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス)</p> <p>第一条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号。以下「法」という。)第二条第一項の厚生労働省令で定める福祉サービス又は保健医療サービスは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 四十一 (略)</p> <p>四十二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援を行う施設又は第七條第二項に規定する指定発達支援医療機関(次号において「指定発達支援医療機関」という。)において行われる入浴、排せつ、食事等の介護</p> <p>四十三 五十三 (略)</p> | <p>(介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス)</p> <p>第一条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号。以下「法」という。)第二条第一項の厚生労働省令で定める福祉サービス又は保健医療サービスは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 四十一 (略)</p> <p>四十二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援を行う施設又は同条第三項に規定する指定発達支援医療機関(次号において「指定発達支援医療機関」という。)において行われる入浴、排せつ、食事等の介護</p> <p>四十三 五十三 (略)</p> |

(精神保健福祉士法施行規則の一部改正)

第九条 精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(指定施設の範囲)</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター又は里親支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</p> <p>五 十五 (略)</p> | <p>(指定施設の範囲)</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する障害児通所支援事業(医療型児童発達支援を除く。)若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</p> <p>五 十五 (略)</p> |

(介護保険法施行規則の一部改正)

第十条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験) 第一百三条の二 法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験は、第一号及び第二号の期間が通算して五年以上であることとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する計画相談支援、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号) 第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号) 第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>(施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの等)</p> <p>第二百七十条 (略)</p> <p>2 施行法第十一条第一項の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる施設に入所し、又は入院している者とする。</p> <p>一 (略)</p> | <p>(法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験) 第一百三条の二 法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験は、第一号及び第二号の期間が通算して五年以上であることとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する計画相談支援、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号) 第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号) 第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>(施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの等)</p> <p>第二百七十条 (略)</p> <p>2 施行法第十一条第一項の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる施設に入所し、又は入院している者とする。</p> <p>一 (略)</p> |



二 児童福祉法第七條第二項の内閣総理大臣が指定する医療機関  
（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）  
三〇九（略）

二 児童福祉法第六條の二の二第三項の内閣総理大臣が指定する  
医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）  
三〇九（略）

(健康増進法施行規則の一部改正)

第十一条 健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(令第三条第九号の厚生労働省令で定める教育施設)</p> <p>第十四条 令第三条第九号の厚生労働省令で定める教育施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十三条第三項第二号に規定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する施設</p> <p>二 二十六 (略)</p> | <p>(令第三条第九号の厚生労働省令で定める教育施設)</p> <p>第十四条 令第三条第九号の厚生労働省令で定める教育施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十三条第三項第一号に規定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する施設</p> <p>二 二十六 (略)</p> |

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。